



柏ビレジ・ニュース

柏ビレジ自治会発行



1994年3月10日

大盛況 もちつき大会

実行委員長 内藤健司



昨年と同様、前日の悪天候とうって変わっての好天気に恵まれて、関係者一同大喜びをしました。

前々日からの買出し、餅米の洗い、とん汁の野菜の下ごしらえ、からみ餅のための大根おろし等、想像を絶する量の準備の苦勞が、天気しだい、むくわれるからです。

お米の不作の折にもかかわらず、昨年と同量の二二〇kgを用意できたことは近隣農家の方の協力があつたればこそでした。

裏方の方々にも恒例となつた柏ビレジの餅つき大会に御協力をいただきました。ここに紹介して、感謝したいと思います。

自治会主催とはいえ、子供会の役員の方々の調理と、当日の餅の配布、砂川造園さんのレッカー車による石臼の移動及びお餅のつき



手、平野燃料店さんのプロパンガスの手配、東急建設さんの廃材、吉田家（柏ビレジ外）の方々による餅米の蒸し方、その他にも消防団の方々による警護とお餅のつき手、花野井剣友会による剣道の練習等、多勢の方々がありがとうございました。

本年の餅つき大会には、新企画として樽酒と共にワインを配布したところ、特に女性に好評で、すぐなくなつてしまいました。

さらにガールスカウトのお母さん達による綿菓子の販売、ビレジ有志によるおでんの販売等の出店もありましたが、皆好評で売切れたようでした。

反面、みかんの配布と、議員さんの招待を中止しました。

いろいろな御意見もありましたようですが、まずまずのイベントが出来たと思っております。又、柏ビレジの自治会会員の皆様の親睦と交友が、はかられた事と思えます。



お餅つき大会に おでん販売店を出店して

柏ビレジルネサンス会
代表 保延和雄
坂田みどり

「大根、玉子、こんにやく、ちくわ、さつまあげ、昆布」の六品で百五十円。安くておいしいと大好評でした。でもこの準備は全く初めての経験で大変でしたが、ビレジ商店会の方々のホットな御協力も得て、材料費もたいへん安くすみました。本当に感謝致しております。プロ並みの中村さんの御主人や、その他多くの皆さん御尽力で作りに上げることが出来ました。最初は、「売れるかな。」との不安もありましたが、何回も買いに来て下さる方、家に持ち帰りたいと家族分を容器持参で買いに来て下さった方等もあり、午後一時には、三百食分が全部売り切れました。思わずみんなから拍手が起りました。お買上げ下さった皆さん、本当にありがとうございました。

「柏ビレジの夏祭りは、楽しいね。たくさんお店が出てるから。」「冬のお餅つき大会も楽しいね。でもお店があるともっといいのに。」との子供達の話。「私達で何かやってもいいね。」との話から、もつと住民参加で友好の輪を広げ、地域のお役に立てれば、との思いが今回のおでんの出品となりました。



ユニセフ募金協力 ありがとうございました

ガールスカウト 千葉県第77団
団委員長 村上鈴子

のスカウトがいますが、年々入団する子が少なくなっています。もつと多くの人に知ってもらいたいと思つていた所、自治会役員の方から、「わたあめ売り等をしてアピールしてみても」と勧められ、今回初めて、わたあめ売り、テント張り、クラフト作りをしました。お餅つき大会が終わったあとは、例年通り、ごみ拾いもしました。わたあめ売りは、強風のため、最初はうまく

早いもので、発団して11年が経ちました。現在33名

できなくて、長い時間お待たせし、申し訳ありませんでした。この売り上げ金はユニセフ募金とさせていただきます。御協力ありがとうございました。ボランティア活動者を対象にした推薦入学制度が神奈川県で導入され、今後このような大学が増える傾向にあります。海外のガール・スカウトとも交流しており、昨年は3名を受け入れました。習い事と違って、何かができるようになるの、来年、きっと何か得るものがあると思っております。

「ご協力ありがとうございました！」 落ち葉推肥大作戦

11月28日、クリンデーは、よく晴れて暖かい絶好のおそうじ日和でした。

一昨年度大成功と思った推肥化―落ち葉の分別―作戦でしたが、落ち葉と雑草との分別が大変ということと、昨年度はできませんでした。それで今年度は、緑化委員会と検討して頂いた結果、草を刈らないという条件で行われることになりました。落ち葉専用の大きな袋も30袋、前もって農協の推肥センターで用意されました。

さて、天気はいいけれど、はたして落ち葉が集まるかははらばらとどきどきでしたが、何とか小さなトラック8台分、予想を上回る量で集まりました。これだけの量を市で収集してもらい、清掃工場で燃やすとなると、大変な労力です。燃やすと出る二酸化炭素による地球温暖化も、混焼によって出る有毒ガスもふせげるし、全くとみ資源になるのだし、私たちの少しの労力で一石三鳥の効果が！

反省点としては、
◎公園内の落ち葉は集めな
い。

◎家庭ゴミは出さない。
ということを知らない人がいました。皆がわかるような形で知らせたいと思います。良い方法があったら教えて下さい。

先にあげた理由で、これからも落ち葉推肥化作戦を続け、よい環境を、自分で守る習慣とともに、子供達に伝えたいと思います。どうか協力をお願いします。今回きっかけ作りと連絡、当日のお手伝いを「ビレジのごみを考える会」で致しました。この会は、現在美人ばかり7人の会です。月に一度金曜の午後定例会を開いています。美人でなくても男性でも参加歓迎。おもしろい大会の「お祝い、お皿、お忘れなでね。」の目立たなかったポスターも私達の作品です。来年はもっと早くから貼りしたいと思います。

連絡先 森 博子

31―七三七二



新鮮野菜も販売

外まであふれて
"いらっしやい、
いらっしやい"



フリーマーケット 大盛況

2月20日
(11:00~1:00)



1冊10円でしたが……
50冊ほど売れました。
ありがとうございました。

柏ビレジ近隣センター
図書ボランティア

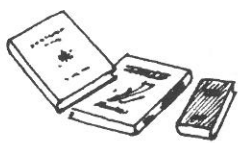


わたしは、東急ストアの掲示板に点訳のボランティアの募集をしているのを見て、近隣センターへ行ってみることにしました。行って見たら、教えてくれる人たちがいっぱいいたので、びっくりしました。でも、友達は少なかったです。最初に、道具をとって、紙に名前と電話番号と住所を書きました。点訳する道具には、六個の穴がありました。私は、何かなあと思いました。そして、ボランティアの人に、使い方を教えてもらい、何回もわらばん紙に練習して、やっと上手に出来るようになりました。

わたしの点訳の本を
花野井小 山崎みか

自分が点字を打てるようになって、うれしかったです。やっと、ノンタンの本をもらって、いよいよ本番です。ぶあつくて、ゼロハンテープみたいなの紙にノンタンの文書を点訳して、そのペー지에貼りました。すごく堅い紙だったので手が痛くなって、大変だなあと思いました。けれども、目の見えない友達喜んでくれるのだと思うと頑張ろうと思えました。家に帰ってからもたくさん本を点訳してあげたいと思ひ、小さいころの本を探したりしました。

とっても楽しくなり、私の友達も誘って行くことにしました。友達も喜んで来てくれました。皆で、困っている人の役に立ってあげることが出来たのかと思うと、何かい気持ちでした。夏休みの間、出かけたところで点訳がどんな所に使われているか気をつけてみたりしました。駅の階段の手すり、ホテルのエレベーター、切手を買う自動販売機、京都に行った時は、レストランのメニューに点字がしてありました。けっこう私の知らない所にたくさん点字がしてありびっくりしました。けれども、これからもっとたくさんいろんな所にも点字をして、目の見えない人の役に立てばいいなあと思いました。



皆さんの
ご協力に
感謝！

もちつき大会は、地元吉田さん二家と、子供会のお母さん達のご苦勞で、無事行なわれました。前日から、寒い中220kgの米ときから、とん汁の野菜切りと、そして後片づけと、本当にありがとうございました。



自治会法人化に向けた 柏ビレジ自治会規約改訂案 まとまる!!

自治会会員の要望であり
ます「自治会館に和室を」を
実現するため、自治会法人
化実行委員会を設置し、鋭
意検討を重ねております。
懸案の一つとして、自治会
規約の改訂があり、今般そ
の改訂案がまとまりました。
来る四月二十四日(日)の
総会において、議案として
提示することになっており
ます。
会員の皆様には事前にご
案内し、ご理解を頂きた
く
ビレジニュースに掲載いた
しました。
総務部

第4章 組織

第13条 (支部及び部)

- 本会は、地域ごとに支部を編成し、各支部を統合して会の運営をはかる。
2. 支部には必要に応じて班を置くことができる。
 3. 支部長を補佐し、支部長に事故あるとき又は欠けたときのために副支部長を選出することができる。
 4. 本会は、第1条の目的を遂行するにあたり、部を設けることができる。

第5章 総会

第14条 (総会)

- 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2. 通常総会は、毎年度決算終了後3月以内に開催する。
 3. 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、総会員の5分の1以上の会員から付すべき事項を示して請求があるとき又は第10条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があるときは速やかに開催する。
 4. 議長は、会員の中から選出する。
 5. 総会は、下記の事項を審議し、議決する。
 - ① 当該年度の事業計画及び予算
 - ② 前年度の事業経過及び決算報告
 - ③ 役員選出
 - ④ 規約の改正
 - ⑤ 役員会が必要と認めたその他重要事項

第15条 (総会の召集)

- 総会は、会長が召集する。
2. 総会を召集するときは、会員に対し、会議に付すべき事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

第16条 (総会の定足数)

総会は、会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

第17条 (総会の決議)

総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第18条 (会員の議決権)

- 会員は、総会において、1個の議決権を有する。
2. 第14条に規定する事項(抜本的な規約の改正、重要な財産の処分及び解散に関する事項を除く)は、前項の規定にかかわらず、会員の議決権は、会員の所属する1世帯1議決権とする。

第19条 (総会の書面表決権)

- やむを得ない事由のために総会に出席できない会員は予め通知された事項について書面をもって表決し又は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の場合における第16条及び第17条の規定の適用については、その会員は、出席したものとみなす。

第20条 (総会の議事録)

- 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- ① 日時及び場所
 - ② 会員の現在数及び出席者数(前項第1項に規定する書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - ③ 開催目的、審議事項及び議決事項
 - ④ 議事の経過の概要及びその結果
 - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人が議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 役員会

第21条 (役員会の構成)

役員会は、役員(監事を除く。以下この章において同じ。)をもって構成する。

第22条 (役員会の権能)

- 役員会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
- ① 総会に付議すべき事項
 - ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ③ その他総会の議決を要しない会務に関する事項

第23条 (役員会等の召集)

- 役員会は、会長が必要と認めるとき又は役員2分の1以上から会議に付すべき事項を示して請求があるときは、会長が召集する。
2. 部長は必要に応じて部会を召集する。
 3. 支部長は必要に応じて支部内の会合を召集する。

柏ビレジ自治会規約 (案)

第1章 総則

第1条 (目的)

本会は区域住民の福祉の増進、親睦、防犯防火、環境の美化・整備、文化文化の向上、施設の維持管理等、区域内の自治を図り豊かで潤いのある住みよい町づくりを目的とする。

第2条 (名称)

本会は、柏ビレジ自治会と称する。

第3条 (区域)

本会の区域は、別表の通りとする。

第4条 (事務所の所在地)

本会は、事務所を自治会館に置く。

第2章 会員

第5条 (会員)

第3条に規定する区域に住所を有する個人は、本会の会員となることができる。

第6条 (入退会等)

- 本会に入会し、又は退会しようとする者は、会長に文書で届け出なければならない。
2. 本会は、第3条に規定する区域に住所を有する個人から前項の申込みがあった場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。
 3. 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。
 - ① 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - ② 本人より第1項に定める退会届が会長に提出された場合
 4. 会員が死亡し、又は、失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第7条 (会費)

会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員

第8条 (役員の設定)

本会に、次に掲げる役員を置く。

- ① 会長 1人
- ② 副会長 4人以内
- ③ 会計 2人以内
- ④ その他の役員 26人以内
- ⑤ 監事 2人以内

第9条 (役員を選任)

2. 本会の支部ごとに支部長1人を置く。
 3. 本会に上記の役員を置くこととし、支部長を除く役員数は35名以内とする。
- 役員は総会において選挙又は推薦により選出する。
2. 会長は、役員会において選出する。
 3. 選出された役員は会長が決定する。
 4. 監事と会長、副会長、会計及びその他の役員とは、相互に兼ねることができない。

第10条 (役員の仕事)

- 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
 3. 会計は、会計に関する事務を担当し、随時会計内容を役員会に報告する。
 4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - ② 会長、副会長及びその他の役員の仕事執行の状況を監査すること。
 - ③ 会計及び資産の状況又は業務執行について不正な事実を発見したときはこれを総会に報告すること。
 - ④ 前号の報告をするため必要があるときは総会の召集を請求すること。

第11条 (役員任期)

- 役員任期は1年とし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。
2. 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第12条 (相談役)

本会に相談役を置くことができる。細部は別に定める。

第9章 雑 則

第35条 (備付け帳簿及び書類)

本会の事務所には、次に掲げる帳簿及び書類をそなえておかなければならない。

- ① 規約
- ② 会員名簿
- ③ 役員名簿
- ④ 認可及び登記に関する書類
- ⑤ 総会及び役員会の議事に関する書類
- ⑥ 収支に関する帳簿及び証拠書類並びに財産目録その他の資産の状況を示す書類
- ⑦ その他必要な帳簿及び書類

附 則

(施行期日)

1. この規約は、平成6年 月 日から施行する。
2. 旧規約(昭和57年12月12日施行)は、廃止する。
(経過措置)
3. この規約の施行の際、旧規約に基づく会員は、この規約に基づく会員とみなす。
4. この規約の施行の際、旧規約に基づく役員に選任されている者は、この規約による役員が選任されるまでの間、この規約に基づく役員に選任されている者とみなす。

細 則

1. 規約第3条に規定する区域に隣接する地域に住所を有する者の加入希望があった場合は、規約第14条第5項第5号として、総会にて議決する。
2. 会費は月額1世帯300円(但し、街路灯を含む)とし、毎年4月、10月の年2回に6ヶ月分徴収する。年度の途中で入会する場合は、その月から9月分まで、または3月分まで入会申込書と同時に納入する。
3. 会費の徴収、預け入れの機関として、三菱銀行柏支店北柏出張所を指定する。
4. 規約第10条第2項による副会長の会長任務代行順は、柏ビレジ自治会名簿の順による。
5. 規約第1条の目的を達成するため、本会の会長職経験者等を相談役とする。
6. 会員等が死亡した時は、弔慰金として金10000円をおくる。

第24条 (役員会の議長)

役員会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

第25条 (役員会の定足数)

役員会は、役員3分の2以上の出席がなければ開催することができない。2. 役員会には、第17条、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、第17条、第19条及び第20条の規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第7章 資産及び会計

第26条 (資産の構成)

本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 別に定める財産目録記載の資産
- ② 会費
- ③ 資産から生じる果実
- ④ その他の収入

第27条 (資産の管理)

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第28条 (資産の処分)

第26条第1項第1号に規定する資産のうち総会において処分又は担保に供する場合には、総会において総会員の3分の2以上の議決を要する。

第29条 (経費の支弁)

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第30条 (事業計画及び予算)

本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。

2. 前の規定にかかわらず、会長は、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、総会において予算が議決される日までの間、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

第31条 (事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

第32条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

第33条 (規約の変更)

この規約は、総会において総会員の3分の2以上の議決を得、かつ柏市長の認可を受けなければ変更することができない。

第34条 (解 散)

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。



第12回

柏ビレジ 定時総会

のお知らせ

日 時 平成6年4月24日(日)
12時~16時

場 所 花野井小学校体育館

- ・ 柏ビレジ自治会定時総会
- ・ 柏ビレジ緑化協定定時総会
- ・ 柏ビレジ共有施設管理組合定時総会
- ・ 花野井地区建築協定定時総会
- ・ 柏ビレジ建築協定定時総会

柏ビレジ 共有施設組合 より

現在、「共有施設組合」の管理費は年二回(十二月と六月)に三菱銀行で引き落としがされています。その際に注意をしていただきたい点があります。

○途中で柏ビレジに入居された方は、銀行口座を設けそちらから引き落としをする。

○ビレジ内で転居された方は、銀行で「街区変更」の手続きをする。管理費は、個人名義ではなく、家の街区番号(仮番)で引き落とされる為、以上二点、みなさんの御協力を宜しくお願い致します。

柏ビレジ入居13年目にして、初めて自治会の役員となり、広報の仕事をお手伝いさせて頂きました。

久しぶりに自治会の行事(夏祭、運動会、文化祭、もちつき大会等)に参加して、戸惑いと共に、充実感を味わうことが出来ました。

日頃、個人主義になりがちな自分の生活を反省しつつ、もっと多くの方々に自治会活動に関心をもって頂く為にこの広報紙が、どの位お役に立ったのかと考えさせられています。

次期広報紙が、もっと活気あふれる話題が提供出来る事を願っています。

編集後記